

議員提出議案第5号

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書

今、国民の「こころ」は、深刻な状況にあります。平成17年には300万人以上、国民の40人に1人程度の人々が精神科を受診するようになり、今も増加傾向が続いています。

平成23年7月6日、厚生労働省は、これまで「4大疾病」と位置付けて重点的に対策に取り組んできたがん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病に精神疾患を加えて、「5大疾病」とする方針を決めました。

福祉分野においては、平成18年4月から「身体・知的・精神」の3障がいを一元的に支援する法律が施行されましたが、サービスの基盤体制は立ち遅れています。

また、医療分野においても、医療法等による人員配置基準について、他の診療科とは大きな違いがあり、一般病床や感染症病床等は、入院患者16人に対し医師1人が標準とされていますが、精神病床では、入院患者48人に対し医師1人になっています。看護職員の配置も一般病床等の基準よりも低く設定されており、慢性的な人手不足の状態です。

平成22年4月から、当事者・家族、医療福祉の専門家、学識経験者等が集まり、「こころの健康政策構想会議」を設立し、当事者や介護者（家族）をはじめ国民のニーズに応えることを主軸に据えて会議を重ね、現実の危機を早期かつ根本的に改革する提言をまとめ、平成22年5月末に厚生労働大臣へ「こころの健康政策構想会議提言書」を提出しました。

この中で、精神医療改革、精神保健改革、家族支援の3つを軸として、国民全てを対象とした、こころの健康についての総合的・長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めています。

よって、国においては、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を制定するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月16日提出

提出者 さいたま市議会議員 関根信明
同 神崎功

	同	上三信	彰
	同	山崎	章
	同	細沼武彦	
賛成者	さいたま市議会議員	萩原章弘	
	同	高柳俊哉	
	同	輿水恵一	
	同	神田義行	
	同	土井裕之	